

# 平成 29 年度 淀川管内水害に強い地域づくり協議会 京都府域 首長会議 議事概要

日 時：平成 29 年 8 月 10 日（木） 10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：メルパルク京都 5 階 京極

## 【出席者】

山本宇治市長、奥田城陽市長、堀口八幡市長、河井木津川市長、山本大山崎町長、信貴久御山町長、  
汐見井手町長、西村笠置町長、堀和東町長、木村精華町長、山本淀川・木津川水防事務組合管理者宇治市長、  
山本京都府建設交通部長、仲久保京都土木事務所長、水口乙訓土木事務所長、浮田山城北土木事務所長、  
村上山城南土木事務所長、桑島水資源機構関西・吉野川支社淀川本部長、瀧京都地方気象台長、  
今須淀川ダム統合管理事務所長、東出淀川河川事務所長

## （以下代理出席）

京都市行財政局防災危機管理室防災課長、向日市危機管理監、長岡京市危機管理監兼市民協働部参事、  
京田辺市危機管理監、澱川右岸水防事務組合管理者兼桂川・小畑川水防事務組合管理者京都市  
土木管理部

## 【報道関係】

NHK、KBS 京都、京都新聞、産経新聞、日刊建設通信新聞、建設経済新聞、城南新報

## ■議題

- 1) 規約の一部改正について
  - ① 水防法改正に伴う法定協議会への移行
- 2) 淀川管内水害に強い地域づくり協議会の活動内容について
  - ① 平成 28 年度の活動報告
  - ② 平成 29 年度の活動予定
  - ③ 市町等における取組状況の共有
- 3) その他

## 【市町等における取組状況の共有】

### <京都市>

- ・平成 25 年台風 18 号による水害を受けて、浸水被害最小化の一層の推進を図るために、具体的な内容と 5 カ年の年次計画を定めた「雨に強いまちづくり推進行動計画」を作成した。市民の方に少しでも浸水対策を行っていただけるように、小冊子を作成して配布している。
- ・市民からの要望もあり、京都市消防活動総合センターに、プール等を活用した訓練施設として、「水害対応訓練施設」を新たに整備した。この施設は消防職員や消防団の活動能力の向上を図るための訓練施設であるが、地域自主防災組織など、それぞれの要望に応じて訓練を行うことができる。
- ・施設では、浸水時における歩行訓練、降雨体験、浸水による水圧でドアが開かない体験、土のうによる止水効果、流水階段などを体験できる。また、消防隊の訓練として、浸水した車両からの救出訓練といった本格的な訓練もできる。

### <宇治市>

- ・管内にある京都大学防災研究所との連携により、昨年 10 月に、宇治警察、久御山町と本市で結んでいる安全・安心まちづくり協定に基づく研修会を宇治川オープンラボトリーで開催した。宇治警察、久御山町、宇治市職員約 60 名が参加し、川池准教授から「水害について」をテーマに講演を受けるとともに、同施設にある体験施設にて、1 時間に 200 ミリの降雨や雨水が流れ込む階段の歩行、浸水時のドア開放などの体験・見学を行うことで、水害に対する知識と水害時の対応についての意識高揚を図ることができた。
- ・今年 2 月に市立広野中学校において、地元自治会 94 名と宇治警察、京都府など関係機関 24 名が連携し、災害時要援護者避難訓練を行った。本訓練は地震想定避難訓練であったが、関係機関との連携、車椅子や高齢者等の避難・受け入れなど、水害時にも共通し参考になる訓練を行うことができた。
- ・7 月に平成 24 年京都府南部豪雨から 5 年を迎えるに当たり、豪雨災害の発生メカニズムと対応について、自主防災リーダーや町内会、自治会の役員など約 90 名を対象に京都大学防災研究所准教授による防災講演会を実施した。講演後は参加者による活発な意見交換も行われた。市としては自主防災リーダーもこの 4 年で倍増していきたいと考えており、自主防災組織や防災リーダーを中心とした共助による地域防災意識の強化を図ることができた。

### <城陽市>

- ・本市の昨年 1 年間の取り組み実績としては、平成 28 年 7 月に開催された淀川管内洪水対応演習に防災、消防部局をはじめとする 24 名の職員が参加した。木津川右岸の堤防

決壊を想定した演習は、水害時における城陽市、淀川河川事務所、関係機関との情報連絡体制の確認と職員の災害対処能力の向上に非常に効果的な訓練であったので、今後も定期的に演習を開催いただきたい。

- ・今年 5 月に株式会社平和堂と大規模小売店舗アル・プラザ城陽の平面駐車場及び立体駐車場を指定緊急避難場所に指定する協定を締結した。8 月末に木津川の洪水浸水想定区域にある自主防災組織が洪水と地震を想定した防災訓練を開催し、地域住民がアル・プラザ城陽ほか複数箇所の高台に避難する予定である。地域とともに災害対策を進めていくため、本市職員も当該防災訓練の調整に積極的にかかわるとともに、当日は避難所担当職員も複数名、訓練に参加することとしている。

### <向日市>

- ・新聞に掲載されたとおり、梅雨入り前に土のう積みなど基本的な対策について実施している。総雨量 270 ミリを記録した平成 25 年台風 18 号による大規模な内水氾濫を踏まえて、平成 26 年から水防訓練を、消防団と合同で行っている。なお、消防団員は 150 名となっている。
- ・本市は比較的上流に位置することから、下流域に対して水を流さない取り組みとして、京都府のいろは呑龍トンネルと同時に向日市でも単独の貯留施設の整備に努めてきた。いろは呑龍トンネル第 1 期工事で作られた内径 8.5 メートルの貯留管渠を、市職員全員が視察・見学することで、まずは職員の意識向上に努めている。また、市として、直径 3 メートル、1 万トン程度の貯留施設を持っており、夏休み時期には市民へ見学の募集をしている。見学の実施については広報することにより、地域住民の防災意識の高揚に努めている。

### <長岡京市>

- ・本市頭部の 3m を超える浸水想定区域においては、地域住民が避難できる公共施設が少ない地域であるため、避難場所の確保が 1 つの大きな課題になっていた。そこで、大型マンションを避難場所として活用できないかということで、マンションの管理組合と交渉して、昨年 8 月に一時避難場所の協定を締結した。マンションの廊下、エレベーターホール前、屋上などの共有スペースが約 1,400 平方メートルあり、これらを災害発生時の一時避難場所として活用していきたい。こうした施設を避難場所として確保することにより、災害発生時の住民の安全確保に大きな効果が得られる。
- ・市の東部の浸水想定区域で 9 つの自治会があり、現在 2 つの自治会でマイ防災マップ作成が完了している。今年度も、淀川河川事務所、京都府乙訓土木事務所のサポートを受けながら、3 つ目の地域でマイ防災マップ作成の取り組みを進めている。今後もマイ防災マップ作成の取り組みを積極的に進めていきたい。

### <八幡市>

- ・平成 24 年度の水害を教訓として、それまで隔年で行っていた水防訓練を毎年実施することとしている。参加者は、消防団員、女性防火推進隊員、市役所職員、特に新規採用職員は絶対参加という形でやっている。
- ・上記の水防訓練を平成 28 年 5 月に実施した。
- ・降雨時に市民の迅速な対応、市の災害対応体制の維持を目的として、出水期前に市役所において土のうの配布を行った。
- ・職員防災訓練として、新規採用職員を中心に、風水害発生時の気象条件や浸水時の施設条件等について体験する訓練を京都大学防災研究所施設内で実施した。
- ・雨水地下貯留施設設置工事については、平成 24、25 年の水害を踏まえて、現在、あさかぜ公園で、4,400 立方メートルの工事を行っており、今年度中に終了する予定である。次に、市民防災広場は 29 年度から 30 年度に工事实施の予定である。
- ・市民向けの取り組みとして、防災講演会を 27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 1 月と 3 回実施しており、このうち、28 年に実施したのが水害関係の防災講演会である。
- ・災害時をテーマとした市民対象の出前講座を市職員が中心となって行っており、平成 28 年度は実施した 49 講座のうち 15 講座が水害等の防災、もしくは避難所運営等を含めたものとなっている。
- ・要配慮者利用施設への避難確保計画作成の説明をすでに行っているところですが、平成 29 年から義務化されたことに伴って、現在、再度説明を実施しているところである。

### <京田辺市>

- ・京田辺市では、東日本大震災以降、他府県地域で大規模災害が発生すると、市民から避難所はどこですかという問い合わせがよく寄せられたことから、A3判、樹脂製の避難所誘導標識板を市内約 400 カ所の電柱等に、地域の方の協力をいただき設置している。なお、本市では地震時と風水害時では指定避難所が違う地域もあるため、地震時と風水害時の指定避難所を分けて表示している。
- ・緊急時の避難情報において行政が住民に求める行動内容をわかりやすく市民の方へ周知するために、「災害時の避難行動」というリーフレットを平成 27 年度に全戸配布している。また、昨年 12 月に内閣府により避難情報の名称が変更されたことから、修正したものをホームページで公表している。

### <木津川市>

- ・平成 26 年 1 月に木津川市ハザードマップを作成し、市内全戸に配布をしたが、都市開発や小規模開発などにより、配布当初から著しく変化しており、防災マップの見直しの必要があると考えていたところ、株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の

供給等に関する協定書を締結したことをきっかけに、官民協働による木津川市防災マップを作成した。住宅地図のノウハウを活用することによりましてバランスのとれたマップコーディネートができ、かつ、防災マップの中に広告を掲載することによりまして、コストを最小限に抑えると同時に、地元商業の活性化につながるものと考えている。平成 29 年 3 月に全戸配布した。

- ・消防団の研修として、平成 29 年 5 月に、木津川市消防団本部役員・部長合同研修会において、「木津川市内における水害シミュレーションについて」というテーマで、岐阜大学流域圏科学研究センター流域情報研究部門准教授の小山真紀先生を講師として研修を実施した。また、講義の後、地図を用いて、水害時に要支援者避難計画をつくるケースとして、要支援者をどの避難場所にどのタイミングでどのような避難手段を用いて支援するかを検討する演習を行った。研修を終えた消防団員からは、実際に地図を用いて検討するといろいろな課題が見えてきた、これからも実際に地域で検討していきたいとの感想が出されていた。

#### <大山崎町>

- ・昨年町内に開所した社会福祉施設の洛和ヴィラ天王山は 3 メートル以上の浸水想定区域内に位置しているために、施設、警察、消防、町の 4 つの機関が連携をして、入居者の方を上層階に避難させる避難訓練を実施した。訓練に先立ち、警察、消防、町がそれぞれの立場から施設職員の方に対して水害に備えるための講義を行った。当日、警察所属のヘリコプターが施設の上空を旋回し、施設職員が救援を要請するなど、非常に充実した訓練となった。
- ・同報系の防災行政無線の整備を行っており、間もなく完成をする予定である。水害に備えるという意識を住民に持っていただくに当たっては、情報伝達が重要であると考えている。情報伝達の象徴的な存在として同報系の防災行政無線の導入を決定した。
- ・同報系防災行政無線による放送内容を、登録制メールにより同時配信する旨周知を行ったところ、このメールの登録者数が事業実施前から 1.6 倍、1,000 件以上の伸びを見せている状況から、同報系防災行政無線の整備が進む中で、住民の期待と災害への関心の高まりをひしひしと感じているところである。今後も確実な情報伝達により、町民の防災意識の醸成に努めていく。

#### <久御山町>

- ・町内の特別養護老人ホーム楽生苑が昨年 6 月に京都府全域の水害対応訓練に参加した。この水害対応訓練は、毎年出水期前に市町村と合同で行われている。当日は、久御山町が河川の増水により「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を発令して、町から楽生苑に対して避難の連絡を行った。その連絡を受けて、デイサービスやケアハウスの

利用者が実際に最上階まで避難する訓練をした。階段を自力で上がれる方は4階まで階段を使って避難するなどスムーズな避難ができ、改めてふだんの備えの大切さを実感した訓練であったと伺っている。

- ・本町では、楽生苑と昨年1月に災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しており、町にかかわる大規模な地震、風水害、その他の災害の発生により福祉避難所を設置する場合において、避難所等で特に配慮が必要な方への対応として、協力要請を行える関係を築いているため、水防法改正で位置づけられた逃げ遅れゼロの実現のための要配慮者利用施設における避難確保計画についても連携をしていきたい。

#### <井手町>

- ・マイ防災マップの作成については、近年、全国的に避難時に事故が発生している事例が多く、避難勧告や避難指示の発令が増えたということ以外にも、避難経路が問題ではないのかといったことで、避難経路と避難所の見直しを行う必要があるという思いで取り組んだ。洪水浸水想定区域内の住民と土砂災害警戒区域内の住民を対象として平成26年度から取り組んでいる。この29年度で全て終わる予定である。見直しをするに当たっては、地域住民と自主防災組織あるいは消防団といった方々が現場に出て、いろいろ意見交換をしながら進めてきた。
- ・防災訓練については平成21年度から町を挙げて取り組んでいる。今年も11月に予定している。この訓練により、初めて特別警報が発令された平成25年に、城陽市との境界を流れる青谷川の左岸の護岸が削られてきたときに、避難勧告を出した際に、ほとんどの住民がスムーズに避難できた。これは訓練の成果であると考えている。但し、要配慮者が避難後に気分を悪くされたことから、避難完了後のことまで考えていく必要があると感じている。

#### <笠置町>

- ・昨年度、防災担当者による防災講座を実施した。笠置町身体障害者協議会の会員の方々に向けて、気象情報の種類や浸水想定区域・土砂災害警戒区域など一般的な防災情報の説明、町内に設置している防災行政無線、耐震診断・改修の補助事業、京都府で整備されているインターネットを使っての避難経路の策定、避難所・危険箇所などを表示できる京都府マルチハザードの紹介などを行った。
- ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインについては、より精度の高いものへと仕上げる余地があると考えており、他市町村の資料も参考に、実際の災害対応を踏まえた上で反映させていきたいと考えている。

#### <和束町>

- ・和東町消防団の拡充を図った。特に任用資格について、これまでは入団対象を町内在住者のみとしていたが、条例の改正を行い、在勤者及び近隣市町村在住者も入団対象として任用資格の拡充を行った。また、機能別団員の創設、団員の処遇改善なども行った。
- ・平成 28 年度より和東町消防団、水防団のこの拡充を目的とした取り組みを実施したところ、平成 29 年 4 月 1 日時点では、平成 27 年と比較して 23 人が増加し、平均年齢も低下したという結果が出た。
- ・家屋などが非常に減っていて、団員の確保が難しいところには自主防災組織を新たに結成した。平成 29 年度から地震、風水害の自主防災組織を結成したということで、今後は自主防災組織と協力して地区防災計画を策定して進めていきたいと考えている。

#### <精華町>

- ・避難所運営マニュアルの今日的課題に合わせた整備を行っていく。要配慮者の避難所に関して、各避難所の状況を聞くと、混乱をする、要配慮者に対する思いやりもなかなか難しい、ということに対して、自主防災会を中心にして、どのように主体的に避難所を運営するかということを、既に町政協力員、協議会等で議論をしているところである。精華町では現在、42 自治会のうち、自主防災会が 33 地域で作り上げており、それぞれ研修会等も実施している。いろいろなお知恵をいただきながら、マニュアルを今日的課題としてさらに充実させていく。
- ・防災パトロールについては、出水期を中心にして既に山城地域の振興局をはじめとして、南土木、木津署、あるいは町の消防本部、行政等が一体となって巡回をし、指摘のある事項については改善をするということを既に進めている。
- ・防災訓練等については、今年度は 8 月 27 日、600 人近くの参加者がある中で計画を進めているところである。
- ・防災行政無線については、29 年度、30 年度事業の 2 カ年で事業を進めるということで、最新型の情報無線を事業化する。

## 【主な発言】

### <井手町>

- ・井手町は東側が急な山、西側は南北に流れる木津川、東側から木津川に流れる4つの河川があり、城陽市、木津川市に流れる支川は全て天井川となっており、水害、土砂災害が発生しやすい地域である。木津川はタイムラインがあるが4本の支川については、準備、勧告が出せるタイムラインを京都府に作成いただきたい。全国で大きな雨が降る機会も増えているので、市町が指示の判断をするためにも宜しくお願ひしたい。

### <京都府>

- ・最近の大雨も踏まえ、浸水想定区域図の見直しやタイムラインの作成について、しっかり対応していきたい。

### <精華町>

- ・先程、ダムの放流が適切だとの話があった。水害は降水量に大きく左右されると思う。ダムの放流の仕方によっては周辺の水害の大小にも影響すると思う。
- ・出水時にダムで減水するのは当然だが、平成25年の秋の大水害では、多くの放流があった。
- ・過去には木津川の左右岸とも大水害を受けてきた。上流で水が溢れたことで、下流の大都市は守られてきた。それに対して、上流の皆さまのおかげでという話が聞けなかった。
- ・科学が進歩し「48時間後にはこれだけの雨が予想される」などの情報が出されているので、事前放流などダム運用は色々な面で大きな責任があると考えている。私は信頼しているが、沿川自治体としてしっかりとお願いしたいと思う。
- ・一方、川の中の樹木も水の流れを大きく左右するもの。水の流れをスムーズにすれば上流の水位上昇は回避できるはず。
- ・いずれまた、大水が出る。土砂災害もあるが、河川の中の整理こそが大事だと思っているので宜しくお願ひしたい。

### <淀川ダム統管>

- ・平成25年の台風18号の時のダム操作に関して、木津川筋のダムに関しては、木津川のある基準地点を対象に操作を行った。さらに桂川で危険な状態になったので、三川合流点付近に向けても更に計画以上の貯留をして浸水被害の低減を図った。それから、日吉ダムについては、計画以上に貯めてからダムが満杯になったのでダムからゲート放流を行ったが、実際には、上流から流れてきた水を流すという操作をただで、ダムに貯めた貯留水を下流に流したということではない。ダムが下流の浸水被害を大きくしたというのは私どものこれまでの説明が足らなかったかと思っている。

<水資源機構>

- ・ダムは洪水を貯留する機能を持っているが、ダムに流入する以上に下流に放流することは100%ない。流入量より放流量が大きくなるような状況を過放流と呼ぶが、そうならないようにコントロールしながら洪水調節しているので、仮に流入量=放流量になったとしても、それ以上に下流に放流することはないので、ご理解頂きたい。

以上